

平成 31・32 年度消費生活推進員について

1 趣旨

次期（平成 31・32 年度）の港北区消費生活推進員については、2 月 1 日から 2 月 28 日まで公募を行った結果、15 名の応募がありました。30 名の募集人数には達しませんでした。次のとおり推進員全員で地域に出向いての啓発活動や、街頭でのキャンペーン活動等を実施します。

2 応募された方

計 15 人

- (1) 年代 50 歳代 2 人 60 歳代 5 人 70 歳以上 8 人
- (2) 性別 男 7 人 女 8 人
- (3) 住所 日吉地区 3 人 綱島地区 3 人 菊名地区 4 人
師岡地区 2 人 篠原地区 2 人 高田地区 1 人
- (4) 経験 全員なし
- (5) 広報の方法（参考）
 - ア 現推進員への応募用紙の配付
 - イ 地区代表者を通じた呼びかけ依頼
 - ウ 各町内会を通じた班回覧及び会長への募集要領送付
 - エ 広報よこはま 2 月号掲載
 - オ ホームページ掲載

3 次期に行う啓発活動等

悪質業者による高齢者の消費者被害件数が増加していることから、消費者被害の未然防止などの消費者行政の推進のため、次期についても経済局が示すガイドラインに沿って、次のとおり推進員の活動を行います。

- (1) 必須の活動
消費者被害未然防止・拡大防止に関する啓発講座等の開催や地域の見守り活動の参加（年 2 回以上）
（例）老人会やケアプラザのイベント等の機会に紙芝居等を使用した出前講座の開催
- (2) 任意の活動
推進員の定例会で協議の上、これまでの活動内容を参考に決定します。
 - ア 研修会への参加（新任者研修・基礎研修・専門知識研修）
 - イ 消費生活教室の開催及び参加 ※受付、聴講（11 月 25 日職員のみでも開催予定）
 - ウ 街頭キャンペーン活動（年 2 回程度）
 - エ 区民まつりでの啓発（啓発チラシや物品の配付）（年 1 回）
 - オ 定例会への出席（原則月 1 回）
 - カ 広報紙「あゆみ」（消費生活推進員活動報告等）の発行（年 1 回）

TEL 540-2244